

「高齢者等あんしんサポート事業所登録制度 ^{と も に し ば た}ToMoNi Shibata」実施要綱

(通称:ともしば)

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業所と連携した高齢者等応援の気運を醸成し、多様な主体によるサポート体制を整備することで、高齢者等が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続ける健康長寿のまちづくり及び地域共生社会の実現を目的とする、高齢者等あんしんサポート事業所登録制度 ^{と も に し ば た}ToMoNi Shibata(以下「ToMoNi Shibata」という。)を実施するための必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者等あんしんサポート事業所

次の各号の取組を実施している事業所をいう。

ア 高齢者等の支援に役立つサービス又は情報の提供

イ 地域の高齢者等の見守り活動、必要に応じた関係機関との連携

ウ 認知症等への理解に基づく活動(従業員の1割以上が認知症サポーター養成講座を受講)

(2) 認知症サポーター

認知症の基本的な知識や対応を学ぶ認知症サポーター養成講座を受講した人。

(3) ToMoNi Shibata登録証(以下「登録証」という。)

当該事業所がToMoNi Shibataに登録している旨を証明するもの。

(4) ToMoNi Shibata登録ステッカー(以下「ステッカー」という。)

当該事業所がToMoNi Shibataに登録している旨を表示するステッカー。

(ToMoNi Shibataの実施)

第3条 市は、ToMoNi Shibataの趣旨を市民、事業所等に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事項を行う。

(1) ホームページ、広報等を通じたToMoNi Shibataについての情報提供。

(2) 事業所に対するToMoNi Shibataに関する情報提供や意見交換。

(3) ToMoNi Shibata全般の運営及びその見直し。

(4) その他ToMoNi Shibataを推進するために必要なこと。

(ToMoNi Shibataの登録等)

第4条 ToMoNi Shibataの登録を希望する事業所は、登録申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときには、これを審査の上、第2条第1項及び本条第7項に基づいて登録の可否を決定し、登録を可とするときは登録決定通知書(第2号様式)により、登録を否とするときは不登録決定通知書(第3号様式)により、当該申請者へ通知する。

3 市長は、登録事業所に登録証及びステッカーを交付する。

- 4 事業所は、第1項の申請内容を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときには、あらかじめ、変更・廃止届出書(第1号様式)により、市長に届け出るものとする。
- 5 登録期間は、登録日から3年間とする。ただし、更新申請により登録期間を更新することができる。
- 6 登録の更新を行おうとする事業所は、前項の登録期間が終了する前に更新申請書(第1号様式)を市長へ提出するものとする。
- 7 市長は、事業所が次の各号のいずれかに該当する場合、登録しない、又は登録を取り消すことができる。
 - (1)暴力団又は暴力団員が経営等に実質的に関与している又は密接な関係を有すると認められる者
 - (2)第2条第1項に定める取組を実施していないことが明らかである者
 - (3)その他、市長が適当でないと認める者
- 8 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、登録取消決定通知書(第4号様式)により、当該事業所に通知するものとする。
- 9 登録を廃止した事業所又は第7項の規定により登録を取消された事業所は、速やかに登録証及びステッカーを市長へ返却しなければならない。

(取組状況報告)

第5条 市長は、事業所へ取組状況の報告を求めることができる。

(登録証及びステッカーの取扱い)

第6条 事業所が登録証及びステッカーの掲示を行うときは、次に掲げることに留意すること。

- (1)利用者が見やすい位置に掲示すること。
- (2)登録を廃止したとき又は更新を行わずに登録期間を経過したときは、登録証及びステッカーを掲示してはならない。
- (3)登録証及びステッカーは、本制度の目的以外に使用することを禁じる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。